

規範の法的地位と実効性

——国際法学の論理を手がかりに——

小 川 裕 子

The Legal Status of Norms and the Effectiveness:
Constructivist Turn to International Law

Hiroko OGAWA

Abstract

This article argues a research problem of constructivism by comparing with the international legal studies. The scholars of international law assume that states are socialized to comply international law. However, they distinguish the so-called international law (hard law) from the other law (soft law) on the basis of the legal binding force; hard law can be more effective than soft law. Meanwhile, although constructivists do not examine international law itself but norms that international law is based on, they also think that states are socialized to internalize norms. According to constructivists, because socialization encourages states to learn the new identity of the community, states can automatically select the appropriate behaviors and as a result, adhere to norms. It means constructivists pay attention to the constitutive function of norms in explaining the effectiveness of norms. On the other hand, they do not take the legal status of norms into consideration to examine the effectiveness of norms. But the legal status of norms is well reflected how norms have been formed and how much legitimate norms are. Therefore, legal status of norms can inevitably affect the effectiveness of norms. Actually, states can rather easily internalize the “soft law” norms than “hard law” norms but the former often lack the effectiveness. Constructivists should consider how the “soft law” norms can be more effective after internalizing them.

はじめに

規範研究が盛んになって久しい。冷戦後の国際社会は、グローバル化が急速に進展し、国家、企業、NGOsなどのアクターの行為やそれらアクター間の相互作用を管理する必要性が増した。それに伴って、貿易、金融、環境、開発、人権などを始めとする各分野では、条約、決議、宣言、ガイドラインなどの規範作りが盛んになった。国際政治学では、コンストラクティビズムの流行と相俟って、次々と規範に関する論考が発表されるようになった。

コンストラクティビズムは、当初、人権、民主主義といった西欧諸国の進歩主義的な価値観の拡散、浸透を検討していた。しかし規範研究が注目を集めるようになるにつれ、次第に西欧諸国の進歩主義的な価値観とは直接関係のない、日米安全保障条約 [Katzenstein (1996)] や、企業の社会的責任 [三浦 (2005)] まで規範として扱うようになってきた。規範研究はこれら多様な規範の包摂によって、どのような課題に直面することになったのだろうか。

本稿は、国際法学の論理を手がかりに、国際政治学における規範研究の課題を明らかにする。国際法学は、コンストラクティビズムがいうところの規範という概念を使わない。しかしながら、規範性をもつ国際法が遵守される仕組みについて議論を積み重ねてきた。同時代の同じ事象を扱う国際法学と国際政治学は、異なる前提を取りながらも、同様の論理を採用する。国際法学の論理と比較検討することは、規範研究の課題を明瞭にすることになると考えられる。

そこで、本稿は、まず国際法学における前提と国際法の遵守されるメカニズムを概説する。次に国際政治学における規範研究の位置づけと規範が遵守されるメカニズムを論じる。そしてコンストラクティビズムではどのように規範を類型化してきたのか、どのように規範の実効性について考えてきたのかを述べたい。そしてコンストラクティビズムが抱える課題を指摘することにした。

1. 国際法学の前提と論理

国際法学は、国際法によって国際秩序を維持し、国家間協力を促進しようとしてきた。国際法とは、国際社会の法である。国際法は、慣習法と条約とその他からなるとされる。慣習法と条約は、国家の権利義務を明確に規定し、国家の行動を拘束する厳格なルールである。慣習法とは、諸国家の一般的な慣行と事実的要素とそれを法として認める「法的信

念」という心理的要素の2つを兼ね備えるもので、主なものには、海洋法や外交関係条約などがある。条約とは、国際法主体間において文書の形で締結され、規律される国際的合意である。条約は合意に参加した主体のみを拘束するため、国際法主体全般に妥当する一般国際法ではなく、当事国のみ妥当する特別国際法にすぎない。しかしながら、今日、条約に対するニーズは大いに高まっている。グローバリゼーションの進展に伴い、新しい国際問題が次々に登場している。国際問題の解決には、国際主体の行動を規制するあるいは協力行動を促進する法が必要だ。にもかかわらず、新しく慣習法を作ることは容易ではない。そのため、条約、特に多国間条約の果たす役割に期待が寄せられている [松井など (2013) :23-30]。

条約は、条約文の採択後、当事国による署名、文書の交換、批准、受諾、加入などの手続きを経て、法的拘束力を発揮する。署名、批准、受諾、加入などの手続きは、条約に拘束されるという国家の意思表示であり、当事国には自発的に条約を遵守することが期待される。そして議会制民主主義国が当事国の場合、批准に際して、何らかの形で議会の承認を得ることが要件とされている¹⁾。国際法を国内に適用するにあたっては、国際法を国内法に一般的に受容するという一般的受容方式（ないしは編入理論）と国内法への変形を要求するという変形方式がある。近年では、前者を採用する国が多く、条約締結手続以外に特別な措置を取ることなく、条約が国内に適用される。後者を採用する国には、イギリスなどがあり、議会制定法の成立を通じて、条約は国内に適用される。しかし国内適用方法にかかわらず、国家間合意は法的拘束力を発揮し、国家は条約を遵守することが義務付けられることになる。国家が条約を遵守するのは、一言でいうなら、国際社会の構成員として、国際社会の圧力を無視しえないからであると言えよう。国際法を無視する国家は、社会的制裁を被り、長期的には国益を減じることになる。監督、協議、説得などを通じて、国家は長期的には国際法の遵守に向かうと想定されている [松井など (2013) :14, 18-20, 35-38, 41; 内記 (2010) :87-89]。

それでは、その他というのは何か。慣習法や条約のように、法的拘束力を持たないものの、実質的に国家行動に影響を与える理念やルールのことである。これらは、法的拘束力をもつ国際法（ハードロー）との対比で、ソフトローと呼ばれる [小寺 (2008) :10; 齋藤 (2005a) :1-2]。

ソフトローには、2つの種類がある。一つ目は、国際法ではないが、国際関係を実質的には規律する規範である。国際機関の決議や未発効の条約などがこれに相当する。1970年代に入ると、国連総会は「友好関係原則宣言」や「国家の経済的権利義務憲章」を採択し、OECDは多国籍企業規制のために各種のガイドライン（OECD 多国籍企業行動指針等）を作成した。これら宣言やガイドラインは、国際法と異なり、法的拘束力を持たない

い。二つ目は、いわゆる国際法ではあるが、特定の内容は指示しない、あるいは精確な義務を国家に課さないものである。一般原則や交渉義務のみを規定する条約がこれに相当する。このような、いわば曖昧な条約は、1990年代以降、ハードローと組み合わせる形で次々に作られるようになった。例えば、地球環境分野や海洋分野においては、国際条約を起草する前に、一般原則等を記した宣言、すなわちソフトローを作成し、そのソフトローを基礎として、規制の細部を示すガイドラインが作成される。つまり、ハードローの前段階としてソフトローが作られるのである [小寺 (2008) : 10, 13-14; 齋藤 (2005a) : 3-4]。ソフトローは、法的拘束力を欠くものの、国際法主体に対する教育効果や象徴効果をもつ [齋藤 (2003) : 48-50]。それゆえ、国際法主体はソフトローを遵守すると考えられている。

国際法学は、法的拘束力の有無を基準に、ハードローとソフトローを明確に区別する。しかしながら、ハードローもソフトローもその遵守メカニズムは、基本的には同じで、社会化を前提とする。国際法を遵守しない国は、経済的な不利益を被る、非難を受けるなど、国際社会からの様々な制裁が加えられる。それゆえ不遵守のコストは大きく、大半の国が国際法を遵守することになる。

しかしソフトローの遵守は、実効性の問題を突きつける。明確な国家義務を定めず、理想や目標を掲げるだけのソフトローは、違反行為の認定が難しい。目標達成に向けて努力していると言え、ソフトローに違反しているとはいいがたくなる。また遵守をしているといっても、問題解決に貢献しているとは言えない場合が多い。例えば、国際労働条約は、各国の国内状況の相違を考慮して、敢えて努力目標しか掲げない。多くの国が批准しているが、スウェット・ショップ、ブラック企業などの問題は後を絶たず、各国で労働者の人権が十分守られているとは言えない [小寺 (2008) 18-19; 荒木 (2004)]。

ソフトローの実効性の問題への対応策には、上述したようにハードローと組み合わせて用いるという方法が用いられている²⁾。例えば、地球温暖化に関しては、各国に枠組み条約というソフトローを批准させた後、京都議定書というハードローを批准させる。そうすることで、地球温暖化防止に協力するという規範を国家に受け入れさせるだけでなく、具体的な義務に関しても受け入れを要請し、実効性を確保することになる。またソフトロー批准の後、政治的なフォローアップが用意されることもある。例えば、国際環境法において設けられている、国家報告制度や遵守手続がこれに該当する。国家報告制度とは、国別報告書の提出義務を設定し、締約国会議を中心に審査、公表する制度である。国家報告制度は、情報公開と世論による圧力を通じて、国家に遵守を促すことを目的としている。遵守手続とは、条約を遵守できない国が条約を遵守できるよう、様々な支援を提供する手続きである [西村 (2005) : 43-47]。

つまり、国際法学は、遵守可能性および実効性を基準に、国際法かどうか、すなわちハ

ードローかソフトローかを区分し、遵守可能性および実効性の引き上げについて検討を重ねてきたのである。

2. 国際政治学における規範研究³⁾

国際法学と同様に、国際政治学もまた国際秩序の維持や国際協力の進展を重要なテーマの一つとしてきた。国際政治学においては、基本的には国家が国益を追求する主体であり、自主的に国際協力に取り組むことは難しいと考えられている。そのため、国際協力をもたらすためには、各国に適切な行動を教える、適切な行動に利益を見出させる、あるいは適切な行動を強制するなどの国際的な協力枠組みの必要性が認識されてきた〔河野(2001) : 264-265〕。そして各分野で誕生し発展してきた国際的な協力枠組みの、国家間協力をもたらす政治過程やメカニズムや効果について研究が進められてきたのである。

中でも、1970年代以降、国際政治学で注目を集めてきたのは、レジームである。レジームには様々な定義があるが、その最大公約数的なクラズナー (S. D. Krasner) の定義によると、レジームとは「ある特定の争点領域において、アクターの期待が収斂する一連の原則、規範、ルール、意思決定手続き」とされる〔Krasner (1983) : 1〕。その後、レジーム論の論点が生じた。当初のレジームの存続理由から、レジームの国家行動に対する影響に移行するようになると、レジームは「国家間で交渉され、明示的な規則をもつ制度」と再定義され、レジームに代わって国際制度が用いられることが多くなる。そして貿易や通貨などの分野を始めとして、国家行動を拘束する明示的なルールを特定し、それらの各国行動への影響を実証的に検討する傾向が見られるようになった〔Simmons & Martin (2002) : 194; 古城 (2003) : 289〕。その結果、90年代、レジーム論は国際制度論へといわば「看板を掛けかえた」のである。レジームあるいは国際制度を検討する多くの合理的選択論者は、国家がレジームあるいは制度に従うのは、強制、費用便益計算、物質的インセンティブによるものと想定した〔Checkel (2001) : 553〕。また制度の態様、制度選択、制度間関係を検討することを通じて、問題解決における制度の実効性を明らかにする試みもなされている〔Chayes & Chayes (1993) ; Raustiala & Victor (2004)〕。

その一方で、レジームの観念的側面、すなわち規範は、コンストラクティビズム (構成主義) によって検討が進められることになった。コンストラクティビストによると、国際規範とは、「所与のアイデンティティをもつアクターのための適切な行動基準」〔Katzenstein (1996) : 5; Finnemore (1996) : 22; Klotz (1995) : 14; Checkel (1999) : 83〕と定義される。共同体は何らかの価値を保持しており、その共同体構成員としてのアイデンティティをもつアクターに対し、その価値を体現することになる適切な行為をとること

を期待する。国際規範とは、共同体の中で保有されている、共同体を維持するための行為基準についての集合的アイデアなのである。

コンストラクティビストは、規範がアクターに拡散、浸透していく過程を、国際規範が誕生し、成長し、死を迎える、ライフサイクルを辿る過程として描いてきた。この「ライフサイクル仮説」は、国際規範の動態を、「誕生」(norm emergence)、「拡散」(norm cascade)、「内面化」(internalization)の3段階に区分し、各段階におけるアクターの果たす役割やその国際規範を遵守する論理を特定する。第一段階では、「規範起業家」(norm entrepreneur)が、共同体の構成員としてふさわしい行動基準を作成する、あるいは既存のアイデアを適切な行動基準として掲げることで、国際規範—正確には、「国際規範候補アイデア」(まだ国際規範としての地位を確立していない)—が誕生する。そして、規範起業家は、規範目的の達成に不可欠な重要な諸国—規範主導国 (norm leaders)—に「国際規範候補アイデア」の遵守を説得する。規範主導国が「国際規範候補アイデア」を受容すると臨界点 (tipping point) に達し、第二段階へと突入する。第二段階では、規範主導国が、他の諸国に規範追従国 (norm followers) となるよう圧力をかける。すなわち、各国を社会化 (socialization) することによって、各国は次々に国際規範を遵守するようになる、すなわち、国際規範が拡散するようになる。そして最終段階に位置づけられる第三段階では、国際規範の内面化が起こる。国際規範は「当たり前さ」(a taken-for-granted quality) を獲得し、規範に関する政治的論争はなくなる「脱政治化」状態に至る。この内面化の段階では、大部分の諸国が国際規範に無意識に従うようになり、国際規範の遵守が慣行化する。そのとき、国家内部では、多くの場合、国際規範を遵守することをルーチン化する法律や行政作業手続きが確立している [Finnemore & Sikkink (1998) : 895-905]。

国際規範は必ずしも内面化の段階に到達することはないものの、国際規範がこのライフサイクルをたどる過程は、国際社会の秩序原理を体現する国際規範が、国際社会の構成員である国家に浸透し、国家を「社会化」(socialization) していく過程であると考えられる [Alderson (2001) : 417]。社会化が進展する過程で見られるのは、国家が国際規範を遵守する原理が、「結果の論理」(logic of consequentialism) から「適切性の論理」(logic of appropriateness) へシフトすることである。結果の論理とは、国家の利得構造は変化しないまま、国際規範の遵守が結果的に国益に適うという論理である。これに対し、適切性の論理とは、国家が共同体構成員としてのアイデンティティを体得したことで、国家の利得構造自体が変化し、国際規範の遵守自体が適切であると考えられるようになる論理である。第二段階では、国家の多くは、結果の論理に基づいて、国際規範を遵守するが、第三段階になると、適切性の論理に基づいて、国際規範を遵守するようになるという [Risse (2000) : 3; Risse & Sikkink (1999) : 11-17]。

つまり、国際政治学においては、レジーム論の衰退後、その構成要素である明示的なルールと規範は異なるアプローチから検討が加えられるようになった。すなわち合理的選択論者が制度を、コンストラクティビストは規範を検討する傾向が見られたのである。規範が遵守されるメカニズムは、国際法学と同様、社会化である。ただ国際法学と異なるのは、社会化に至る政治的メカニズムを検討する点であり、その際、アイデンティティの変化が遵守を導くと考えることがコンストラクティビストの特徴であるといえる。

3. コンストラクティビズムにおける遵守・実効性

規範の遵守に関して、独特の論理を展開するコンストラクティビズムは、90年代後半以降、分野を超えて流行するようになり、多くの規範研究を生み出した。その主流と言えるのは、人権や民主主義などの欧米の進歩主義的価値観が非西欧諸国に浸透する過程を検討する研究である。リッセは、国際人権規範が第三世界諸国の国内慣行に取り入れられる過程を検討した [Risse (2000)]。リッセとシキンクは人権規範が非西欧諸国に浸透するとき、それら諸国内でどのような変化が起こったかを検討した [Risse & Sikkink (1999)]。シメルフェニツヒヤチェックルは、中・東欧諸国がEU規範を体得していく政治過程を検討した [Shimelfenig (2001, 2003) ; Checkel (1999, 2001, 2005)]。

欧米の進歩主義的な価値観とは異なり、安全保障をめぐる論考も出されている。カッツェンSTEINは、安全保障に関する価値観が、国家安全保障政策にどのような影響を与えるかを検討した [Katzenstein (1996)]。核不拡散条約 (NPT) を規範研究の文脈で検討する研究もおこなわれている [秋山 (2012)]。近年では、保護する責任 (Responsibility to Protect) をめぐる論考も増えている [Doyle (2011)]。

さらに価値観というよりも、具体的な行動基準の作成、拡散、内面化の過程を検討する研究もある。フィネモアは、その著書の中で、国際機関が規範起業家となって、「科学に対する国家責任」規範、「負傷兵士の保護」規範、「貧困削減」規範を生み出し、拡散させた事例を検討した [Finnemore (1996)]。グローバル・コンパクトに体现される「企業の社会的責任」(CSR) 規範 [三浦 (2005)] の研究なども発表されている⁴⁾。

規範研究の増加によって生み出された多様な規範は、国際法学と同様に、コンストラクティビズムによっても分類された。国際法学は、遵守可能性および実効性を、法の形態—条約 (および慣習法) —と結びつけて判断し、国際法をハードローとソフトローに分類した。これに対し、コンストラクティビズムは、遵守可能性および実効性を、構成的作用を持つ規範か否かを基準に、構成的規範 (constitutive norms) と規制規範 (regulative norms) に分類した。構成的規範とは新しいアクターや利益や行動類型を生み出す規範で

あり、規制的規範とは行動を直接規制する規範であると定義される [Finnemore & Sikkink (1998) :891-893]。

この区分は、サールを始めとする社会学的新制度論者による制度の分類—構成的ルールと規制的ルール—に依拠するものといえる。ルールは階層構造になっており、基本的な(第一義的な)ルールの下に、様々な下位(第二義的な)ルールが形成される。例えば、国際社会においては、基本的なルールは主権国家体系であり、下位ルールは内政不干渉といった具合である。自由貿易という基本的なルールの下では、関税引き下げ・撤廃といった下位ルールが生まれ、民主主義というルールの下では、選挙というルールが生まれる。当然のことながら、論者によっても、検討対象によっても、何が基本的なルールで、何が下位ルールかは異なる。しかし多くの場合、基本的なルールは、主体のアイデンティティや目的・利益などのシステムを構成するルールであり、下位ルールは基本的なルールの下で形成される具体的に行動を規制するルールである。規範もまたこの制度の分類を踏襲している [Searle (1969, 1995) ;河野 (2002) :20-24; 山本 (2008) :45-47]。

社会学的新制度論者の制度観に依拠していることから分かる通り、コンストラクティビストは、規制的規範と比べ、構成的規範の遵守可能性および実効性を高く評価している。例えば、テロ組織に対し、テロ活動を直接規制するよりも、国際社会のメンバーであるというアイデンティティを体得させるよう働きかけた方が、効果的であると考え。なぜなら、テロ組織のある行動を規制できたとしても、テロ組織の目的・利益が変わらないのなら、テロ組織は規制をかいぐり、テロ活動を続けることになるからだ。つまり、コンストラクティビストにとって、主体に新たなアイデンティティを体得させられるかどうかのカギなのである。

それゆえ、コンストラクティビストは、国際法学のように、国際法—ハードロー—なのかどうかという規範の法的地位は問わない。というよりもむしろ、規範が法であろうと道徳であろうと職業規範であろうと違いはないのだと、敢えて規範の法的地位を区別することを拒む。もし法が法的地位をもたない規範、すなわちソフトロー規範よりも影響力があると考えるなら、法を取り巻く文化こそが法に影響力を与えると考え [Finnemore (2000) :705; 池田 (2005) :169-170]。

しかし規範の法的地位は、規範がどのように作成されたのかを示すものであり、規範の遵守可能性および実効性を押し量るのに重要な1つの指標となりうる。国際法学では、ハードローが国際社会で幅広く合意が形成された法であるのに対し、ソフトローは諸事情ゆえにいわば「ハードローになり損ねた法」であると捉えられる。条約が精確な義務規定を欠くのは、各国国内事情が大きく異なるため、条約の実施に関しては、敢えて各国政府の裁量に幅を持たせようとしているからである。特に、個々人の権利保障などの国内事項に

関しては、国家自体を法的に直接拘束する形式が疎まれたという事情もあった。また国際機関の宣言や決議の多くは、進歩主義的な価値観を体現したり、現行秩序の変革を促進したりするものであるため、既存の言説に対する対抗言説と捉えられた。対抗言説は国際社会を分断する政治的対立を喚起し、幅広い合意を形成することが難しい。それゆえ、国際機関は、法的拘束力を持たない宣言や決議として、一方的に意見表明するしかなかった。つまり、規範がハードローになりうるかどうかは、規範の作成時点での諸国家による支持の大きさ、正統性の程度によって決まる。そして多くの国家に支持される規範ほど、その遵守可能性および実効性は高まると考えられるのだ [小寺 (2008) : 10; 齋藤 (2005a) : 3-4]。

それゆえソフトロー規範は、遵守されたとしても実効性に乏しい。例えば、ミレニアム開発目標 (MDGs) はどうだろうか。MDGs は国連総会決議として採択されたソフトロー規範である。MDGs は、主要な開発援助主体である DAC 諸国によって遵守されることが期待されていた。そこで DAC 諸国の大部分が、MDGs を対外援助法の基本目標として掲げたり、MDGs を実施する担当部署や機関を新設したりするなど、MDGs を法制度化した。しかし MDGs は大まかな目標を定めたにすぎず、具体的な分業体制や義務規定を欠いていたため、DAC 諸国の大部分が十分に実行しなかった。その結果として、目標達成期限の2015年9月を目前にしながら、MDGs が達成されないままとなった。つまり、MDGs は DAC 諸国によって遵守はされたものの、実効性を欠くことになったのだ。法的拘束力をもたない、あるいはもたせられないがゆえといえよう [拙稿 (2013)]。

おわりに

本稿では、国際法学の論理を手がかりに、コンストラクティビズムの規範研究の課題を論じた。国際法学は、法的拘束力の有無を基準に、ハードローとソフトローを区分する。両者とも社会化により遵守されるが、ソフトローは諸要因により実効性が低くなるという。その実効性を確保するために、ハードローとの組み合わせや政治的なフォローアップによる補完措置が設けられている。

国際政治学は、レジーム論の衰退後、レジームの構成要素である明示的なルールと規範は別々に扱われることになった。明示的なルールは、主に合理的選択論者が、規範は主にコンストラクティビストが検討を行うようになった。コンストラクティビストは、ライフサイクル仮説を立てて、規範の遵守を論じた。規範の遵守を促進するのは、社会化であり、社会化の過程で、遵守の論理は結果の論理から適切性の論理に移行するという。

コンストラクティビズムは、多様な規範を構成的規範と規制的規範に分類する。それ

は、主体に新たなアイデンティティを体得させられるかどうかを重視しているからである。アイデンティティの体得こそが、適切な行動選択の結果として規範の遵守を促進する。コンストラクティビストは、規範の構成的な機能に注目するのである。その一方で、規範の法的地位には目を向けない。規範が法でも道徳でも職業規範でも、その法的地位によって影響力に違いは出ないという。しかしながら、規範の法的地位は規範がどのように形成されたか、どの程度正統性をもつかを表している。実際に、ソフトロー規範は、遵守／内面化はされるものの、その実効性は高くないのである。

コンストラクティビズムは、ソフトロー規範の実効性に関してもっと関心を寄せるべきであろう。内面化がなされたソフトロー規範は、どのようにしたら実効性を高められるのか。規範を内面化した国家主体を取り囲む国際的アクターおよび国内的アクターは、実効性を引き上げるために、どのような行動をとりうるのだろうか。これらは今後の検討課題としたい。

注

- 1) しかし近年では、議会の承認を得ない条約、すなわち簡略形式の条約が多く締結されるようになっている。これは、条約の対象領域の拡大、特に技術的な性格の条約の激増という状況が、国家に条約の迅速かつ能率的な処理を要請したからである。
- 2) これらの取り組みは、「司法化」として論じられてきた。[Abbott et al (2000)]
- 3) 拙著 (2011)、序章。
- 4) この他、例えば、以下の文献において、多様な国際社会の行為基準が規範として論じられている。「規範と国際政治理論」『国際政治』第143号、2005年。

参考文献

- 秋山信将 (2012) 『核不拡散をめぐる国際政治—規範の遵守、秩序の変容』有信堂高文社。
- 荒木尚志 (2004) 「労働立法における努力義務規定の機能」『COE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ』2004年。
- 池田丈佑 (2005) 「国際制度へのコンストラクティヴィスト的接近—社会学的新制度論はどのような影響を及ぼしたか」『国際公共政策研究』第10巻第1号、pp.161-177。
- 小川裕子 (2011) 『国際開発協力の政治過程—国際規範の制度化とアメリカ対外援助政策の変容—』東信堂。
- (2013) 「規範の意義と限界—ミレニアム開発目標 (MDGs) の教訓—」日本国際政治学会2013年度研究大会、国際政治経済分科会、報告論文。
- 古城佳子 (2005) 「国際制度」久米郁夫他著『政治学』。
- 小寺彰 (2008) 「現代国際法学と「ソフトロー—特色と課題」」中山信弘など編『国際社会とソフトロー』有斐閣。
- 河野勝 (2001) 「国内政治からの分析—日本の温室効果ガス削減の事例—」渡辺昭夫・土山實男編著『グローバル・ガヴァナンス—政府なき秩序の模索—』東京大学出版会。

- 齋藤民徒 (2003) 「国際法と国際規範—「ソフト・ロー」をめぐる学際研究の現状と課題—」
『社会科学研究』54巻5号, 41-80頁。
- 齋藤民徒 (2005a) 「「ソフト・ロー」論の系譜」『法律時報』77巻7号, 1-9頁。
- 齋藤民徒 (2005b) 「ソフトロー論の系譜：国際法学の立場から」『COESOFTLAW-2005-7』
『COE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ』。
- 内記香子 (2010) 「遵守研究の展開—「国際法の遵守」への国際関係論からのアプローチ—」
『国際法外交雑誌』第109巻第1号, 82-93頁。
- 西村智朗 (2005) 「国際環境条約の実施をめぐる理論と現実」『社会科学研究』第57巻第1号,
39-62頁。
- 松井芳郎など (2013) 『国際法』第5版, 有斐閣。
- 三浦聡 (2005) 「複合規範の分散革新オープンソースとしての企業の社会的責任 (CSR) —」
『国際政治』第143号, pp. 92-105。
- 山本吉宣 (2008) 『国際レジームとガバナンス』有斐閣。
- 山本吉宣 (2010) 「国際社会の制度化—レジーム論と国際立憲論の交差から—」『国際法外交
雑誌』第109巻第3号, 79-108頁。
- Abbott, Kenneth W., Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik, Anne-Marie Slaughter, and Duncan
Snidal (2000), "The Concept of Legalization," *International Organization*, Vol.54, No. 3, pp.
401-419.
- Alderson, Kai (2001), "Making Sense of State Socialization," *Review of International Studies*,
Vol.27, No.3, pp. 415-433.
- Chayes, Abram, and Antonia Handler Chayes (1993), "On Compliance," *International
Organization*, Vol.47, No.2, pp.175-205.
- Checkel, Jeffrey T. (1999), "Norms, Institutions, and National Identity in Contemporary
Europe," *International Studies Quarterly*, No.43, pp.83-114.
- Checkel, Jeffrey T. (2001) "Why Comply? Social Learning and European Identity Change," in
International Organization, Vol. 55, No. 3, pp.553-588.
- Checkel, Jeffrey T. (2005), "International Institutions and Socialization in Europe: Introduction
and Framework," *International Organization* Vol. 59, pp.801-826.
- Doyle, Michael W. (2011), "International Ethics and the Responsibility to Protect," *International
Studies Review*, Vol.13, No.1, pp.72-84.
- Finnemore, Martha (1993), "International Organizations as Teachers of Norms: the United
Nations Educational Scientific and Cultural Organization and Science Policy," *International
Organization*, Vol.47, No.4, pp. 565-597.
- Finnemore, Martha (1996), *National Interests in International Society*, Ithaca & London; Cornell
University Press.
- Finnemore, Martha (2000), "Are Legal Norms Distinctive?" *New York University Journal of
International Law and Politics*, Vol.32, No.3, pp.699-705.
- Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink (1998), "International Norm Dynamics and Political
Change," *International Organization*, Vol.52, No.4, pp. 895-905.
- Katzenstein, Peter J. (1996), "Introduction: Alternative Perspectives on National Security," in
Katzenstein, Peter J., ed., *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics*,

- New York; Columbia University Press.
- Klotz, Audie (1995), *Norms in International Relations: The Struggle against Apartheid*, Ithaca & London; Cornell University Press.
- Krasner, Stephen D. (1983), *International Regimes*, Ithaca; Cornell University Press.
- Raustiala, Kal and David G. Victor (2004), "The Regime Complex for Plant Genetic Resources," *International Organization*, Vol.58, pp.277-309.
- Risse, Thomas (2000), "Let's Argue!: Communicative Action in World Politics," *International Organization*, Vol. 54, No.1, pp.1-39.
- Risse, Thomas, and Kathryn Sikkink (1999), "The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practice," in Thomas Risse, Stephen C. Ropp, and Kathryn Sikkink, *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge; Cambridge University Press.
- Schimmelfennig, Frank (2001) "The Community Trap: Liberal Norms, Rhetorical Action, and the Eastern Enlargement of the European Union," *International Organization*, Vol. 55, No. 1, pp.47-80.
- Schimmelfennig, Frank (2003), *The EU, NATO and the Integration of Europe: Rules and Rhetoric*, New York: Cambridge University Press.
- Searle, John R. (1969), *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Languages*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Searle, John R. (1995), *The Construction of Social Reality*, New York: Free Press.
- Simmons, Beth A., and Lisa A. Martin (2002), "International Organization and Institutions," in Walter Carisnaes, Thomas Risse and Beth A. Simmons, eds., *Handbook of International Relations*, London: Sage Publications.